

令和8年度事業費納付金算定（本算定）における諸条件の検討

資料5

令和8年度事業費納付金算定（本算定）の諸条件

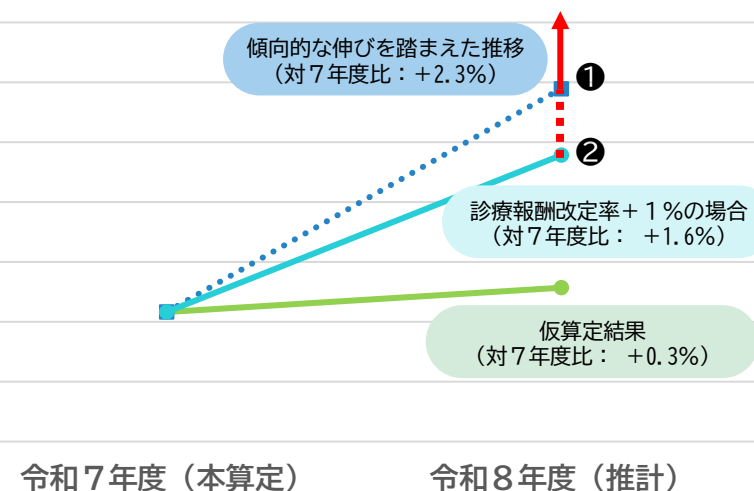
- 本算定では以下の条件を用いることとする。ただし、一部条件については、第109回財政運営検討WG（令和7年11月開催）で委員から出た意見を踏まえ、検討を行う。

仮算定			本算定		
1	診療費推計方法	・国が示す推計方法に基づき実施。	1	診療費推計方法	・同条件
2	被保険者推計方法	・国が示す推計方法に基づき実施。	2	被保険者推計方法	・同条件
3	標準収納率の設定	・規模別基準収納率：▲1.0% ・インセンティブ値：1/2 ・努力値：+0.5%	3	標準収納率の設定	・同条件
4	独自保健事業費の一定割合の設定	・前年度保険料総額（医療）×5.0% ※被保険者数10万人以上の市は3.5%	4	独自保健事業費の一定割合の設定	・同条件
5	特例基金（財政基盤強化分）の活用	・全額を取り崩した約18億円は、分割して令和5年度から令和7年度までの統一保険料抑制財源に充当（活用済）。	-	-	・項目削除。
6	①府国保特会の剰余金の活用	・令和6年度実質決算剰余金のうち半分を保険料抑制に活用することを基本としつつ、仮算定では、令和7年度における活用額と同額の66億円で置きとし、子ども・子育て支援金制度の開始に伴う影響等を踏まえ、 最終判断は仮算定後に行う。	5	①府国保特会の剰余金の活用	・ 次ページに記載の案により対応予定
	②前期高齢者交付金の精算に備えた留保財源の活用	・法改正を踏まえた、算出ルールに基づき運用。 ※第106回財政WG（令和7年度）で決定済。		②前期高齢者交付金の精算に備えた留保財源の活用	・同条件
	③保険者努力支援制度交付金（都道府県分）	・例年どおり、全額を保険料抑制に活用。		③保険者努力支援制度交付金（都道府県分）	・同条件
	④府2号繰入金（府1号振替分）	・保健事業の効果的取組について、令和8年度は採択事業なし。 ※採択事業は第88回事業運営検討WG（令和7年度）で決定済。 ・市町村に帰責事由のない赤字に係る緊急的な対応として活用する額を除き、残額は全て保険料抑制に活用。		④府2号繰入金（府1号振替分）	・同条件
	⑤保険者努力支援制度交付金（事業費連動分）	・当年度の算定には計上せず、翌年度に剰余金が生じた場合は剰余金の活用検討の中で具体的な活用策を検討。		⑤保険者努力支援制度交付金（事業費連動分）	・同条件
	⑥過年度の保険料収納見込み	・一定割合：令和6年度過年度分収納額×60% ・上限：令和6年度過年度分調定額×30%		⑥過年度の保険料収納見込み	・同条件
	⑦事業費納付金を通じた保険料抑制	・680円/人。		⑦事業費納付金を通じた保険料抑制	・同条件
	⑧保険者努力支援制度交付金（市町村分）	・一定割合：0% ・仮算定における子ども・子育て支援金制度の開始に伴う影響や市町村国保特会の決算状況等を踏まえ、 最終判断は仮算定後に行う。		⑧保険者努力支援制度交付金（市町村分）	・ 次ページに記載の案により対応予定

【対応（案）】

- **令和9年度以降**に保険料の**増要因が確実にある**とともに、**診療報酬改定がプラス改定になる可能性**や高額医療負担金にかかる改正が予定される等の**状況の変化**も踏まえ、将来への平準化の観点から、令和6年度の実質決算剰余金のうち2分の1の111億円を保険料抑制に活用するという**基本方針は継続しつつ、その活用は令和8年度に限定して捉えるのではなく、令和9年度以降も含めた抑制に充てることにより、平準化も加味したものとする。**
- 111億円の具体的な活用方針・考え方については、以下のとおり。

	活用方針	考え方
①	令和7年度算定で活用した66億円（一人当たり額約4,400円）の保険料抑制規模を維持。	昨年度と同額を維持し、被保険者へ還元する。
②	診療報酬改定を見込んだ令和8年度保険料が、診療費の傾向的な伸び※を踏まえた推計結果（①）を上回る場合、残額45億円（一人当たり額約3,000円）を活用。 - 残額45億円を活用しても①を上回る場合、保険料抑制のための工夫③として、保険者努力支援制度（市町村分）の一定割合の活用を検討。この場合、市町村への赤字傾向への配慮の観点も踏まえ、活用する一定割合は臨時WGを開催し、再度検討。 - なお、残額45億円を活用したことで、①を下回ったとしても、被保険者への還元分として、保険料抑制にそのまま活用。 ※高齢化や医療の高度化等による自然増や診療報酬改定による増減も含めた診療費の傾向的な伸びであり、大阪府における直近10年間（平成26年度～令和6年度）の伸びは+2.3%となっている。	- 制度改正に伴う保険料の増加については、一過性のものではなく、引き続き影響を受けることから、恒久的な抑制は不可能。 - 一方で、傾向的な伸びを踏まえた推計結果を超えるような場合は、被保険者の急激な負担増に対する激変緩和の観点から、可能な範囲で抑制を図ることは重要。
③	②の状況に至らない場合、残額45億円の取扱は、以下のとおりとする。結果的に本算定結果が対前年度比マイナスとなった場合も対応は変更しないとした上で、 (1) 子ども・子育て支援納付金分の段階的な増額分を抑制。 国の試算に基づく増額分の単価に令和8年度の推計18歳以上被保険者数を乗じて算出した25億円を、次年度以降に繰り越す。 ⇒ 令和9年度は8億円（一人当たり額600円）、令和10年度は17億円（一人当たり額1,200円）と段階的に、子ども分の増加相当分として医療分の抑制に活用。 (2) 将来に備えてもなお残る約20億円（一人当たり額約1,300円）は、被保険者への還元として令和8年度の保険料抑制財源として活用。	(1) について、運営方針改定で募集したパブリックコメントにおいて、府民からの意見として子ども・子育て支援金制度に伴う負担増への軽減を求める声が多かったことから、現時点において活用可能な財源の範囲の中で、一定の激変緩和を図る。その上で、他制度との公平性の観点も踏まえ、上記の激変緩和相当分を医療分の抑制財源に充当。 (2) について、適切な被保険者への還元の観点も踏まえ、将来に備えてもなお残る分は、速やかに還元する。



- 最終的な活用方針については、確定係数において示される診療報酬改定の状況等を踏まえ、第111回財政運営検討WG（令和7年12月下旬開催予定）で決定予定。